

人間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）

（改正概要）

人間市国民健康保険税条例第 24 条第 3 項第 1 号

減免申請書の記載事項を定める規定のうち、個人番号の記載を不要とする条例改正を、3 月議会に提案するものです。

（改正理由）

マイナンバー制度の施行に伴い、国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を追加する改正を、平成 27 年 8 月の運営協議会にお諮りし承認をいただき、平成 27 年 9 月議会の議決を経て、平成 28 年 1 月 1 日に施行しました。

しかし、平成 28 年度与党税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日決定）において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、平成 27 年 12 月 18 日付け総務省より「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」の通知が発出されました。見直しの内容は納税者に重複して個人番号の記載を求めることへの負担を考慮し、一連の手続きの中で個人番号の記載が重複するものとして、減免申請については、個人番号の記載が不要となったことに伴い、減免申請書の記載事項のうち、個人番号を不要とする条例改正を提案するものです。

なお、適用は公布の日からとなります。

改正案	現 行
(1) 氏名及び住所	(1) 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）